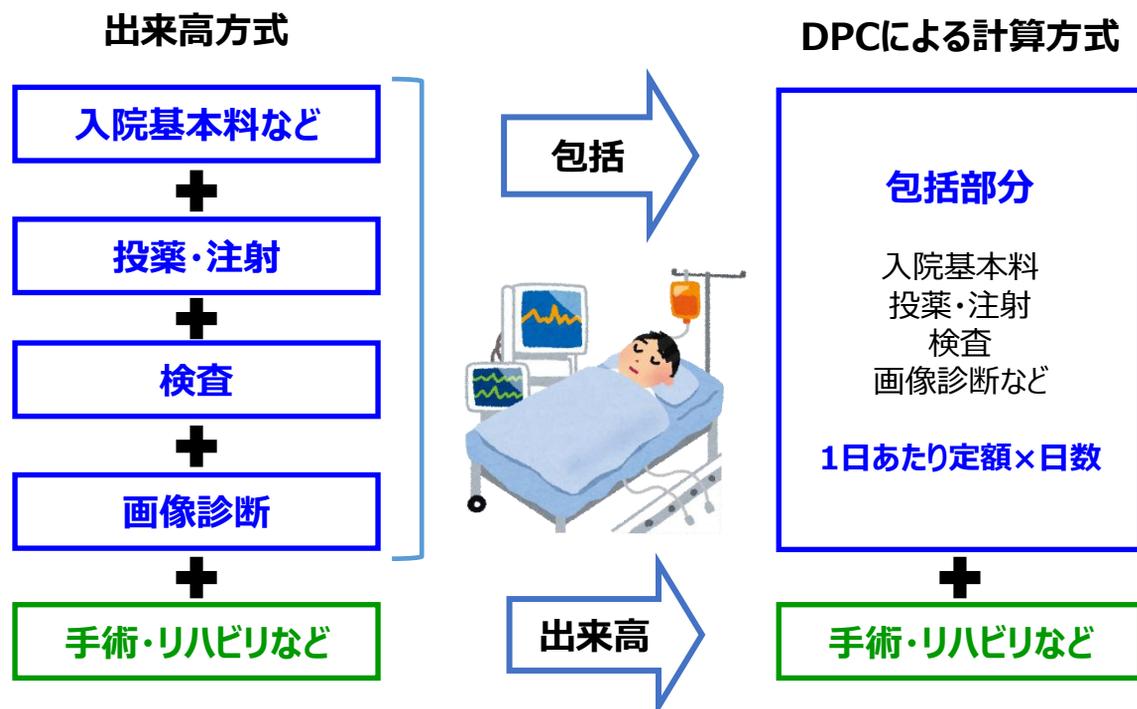


診断群分類包括評価（DPC）による支払いについて

当院は、平成21年より、厚生労働省が定めたDPC（診断群分類別定額払い方式）による新たな計算方式を適用しています。

それまでの医療費の計算方法は、診療行為毎の料金を合算して医療費を出す「出来高払い方式」でしたが、新たなDPC計算方式では、病気の種類、手術（処置）の施行の有無、合併する病気の有無等によって病気を分類し、その分類ごとに1日当たりの包括診療部分の医療費が決まる「包括払い方式」となります。

したがって、医療費は包括部分と出来高部分を合わせたものになります。（下図）



1回の入院では、病気の分類は1つの病名で決定されることになっています。

最初に考えられていた病気とは異なる病気であるということが判明した場合や、治療する病気が追加となった場合には、この分類が変更になることがあります。その際には、入院時にさかのぼって病気の分類が変わり、入院時にさかのぼって医療費を精算させていただくこととなりますのでご了承ください。

◆制度の対象になる患者さんについて

すべての入院患者さんに、「包括払い方法」が適用されるわけではなく、病気の種類によっては、従来の「出来高払い方法」で医療費を計算する場合があります。

なお、次の方は出来高払いとなります。

- ① 労災保険、自賠責保険及び正常分娩等の健康保険を使わない自費診療の方
- ② 入院後24時間以内に亡くなられた方
- ③ 生後7日以内に亡くなられた新生児 など

◆医療費の支払方法について

一部負担金の支払方法は、従来の方式と基本的に変わりありません。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって、分類が変更になった場合には、医療費が変動することとなるため、退院時などに、前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。

◆高額療養費の扱いについて

高額療養費制度の取扱いはこれまでと変わりません。

不明な点がございましたら、病棟事務までお気軽にお尋ねください。